

池田市立市民活動交流センター公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 本規約は、池田市（以下「本市」という。）が市民及び公共施設利用者の利便性の向上を図るため、池田市立市民活動交流センター（以下「センター」という。）へ整備した公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(提供する場所、利用日及び時間等)

第2条 本サービスが利用可能な場所はセンター内とし、利用時間は開館日の午前9時から午後9時30分までとする。

2 本市は、本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）が1日に利用することができる時間及び回数を定めることができる。

(費用の負担)

第3条 本サービスの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用条件)

第4条 利用者は、本規約に同意の上、本サービスを利用することができる。

2 利用者は、サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関連法律等を遵守しなければならない。

3 利用者は、サービスの利用に際し、必要となる無線LAN対応機器（以下「端末」という。）及び電源を準備し、必要な事項を端末に設定する。

4 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

5 利用者は、本規約によるほか、センターの管理者の指示に従い、センターの運営に支障を来さないよう、本サービスを利用しなければならない。

(利用上の注意)

第5条 利用者は、本サービスが公衆無線LANサービスとして、利

用者以外の第三者も利用可能であることを理解した上で、利用については自己責任の下で行うものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本市又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる行為のほか、本市又は第三者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 誹謗中傷行為
- (6) 性風俗又は宗教活動に関する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって、本市、利用者又は第三者に損害が生じた場合においては、本市は一切の責任を負わないものとする。

(通信の制限)

第7条 本市が本サービスの提供に当たり必要と判断したときは、フィルタリング等により特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

2 本市が本サービスの運営に当たり必要であると判断したときは、個別又は全体の帯域を制限することができるものとする。

(利用の停止・取消)

第8条 本市は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合

(3) その他利用者として本市が不適切と判断した場合

(利用の中止)

第9条 本市は、次に掲げる事項に該当する場合は、予告なく本サービスの利用を中止することができる。

(1) システム保守及び施設設備の点検、工事等を行う場合

(2) 地震、火災、風水害、停電その他の非常事態等が発生し、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合

(3) 本サービスの提供に係る設備やネットワークの損害等、やむを得ない事由がある場合

(4) システム障害、災害その他の理由により、サービスの全部又は一部の提供を中止・終了・制限することが必要と判断した場合

(利用記録の取得及び利用目的)

第10条 本市は、本サービスの利用日時、利用アクセスポイント、端末の個別識別情報、その他の情報を、利用者が本サービスを利用した際に利用記録（アクセスログ）として取得することができるものとする。

2 警察等から前項の規定により取得した利用記録の提出を求められた場合は、これに応じることがある。また、本サービスの利用状況を調査する場合等、利用者個人を特定できない統計データとして利用することがある。

(免責)

第11条 本サービスの利用に関する要因により、利用者又は第三者に損害が生じた場合においても、本市は、一切の責任を負わないものとする。

2 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

3 本市は、利用者が所有する端末の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、サービスを利用できない場合があっても、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者が本規約に違反したことにより本市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、その違反行為に携わった利用者がその

損害について全て負担するものとする。

(規約の変更)

第13条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとし、利用者には利用時点における規約が適用されるものとする。

附 則

この規約は、令和6年7月2日から施行する。